

平成 30 年 5 月 25 日

各 位

にいかわ信用金庫  
理事長 岸 和雄

## 当金庫で発生した「不祥事件」の調査結果について

日頃から当金庫をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。また、社会的、公共的使命を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、度重なる不祥事件の発覚により、お客様はじめ会員の方々、また、関係各位には多大なご心配とご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

さて、平成 30 年 5 月 2 日に公表させていただきました不祥事件の調査を実施していましたがこの度終了いたしました。その結果、大変遺憾ながら、以下のとおり新たな事実が判明いたしましたのでご報告させていただきます。

なお、着服金につきましては先般公表した分も含めまして親族が弁済を申し出ており、当金庫の損害金は発生しない見通しです。

### 1. 5 月 2 日に公表した事故者による不祥事件に関し、その後新たに判明した事実

- ① 新たに判明した事故金額 2,084 万円（うち、着服額 574 万円）  
    前回報告の事故金額 1,387 万円（うち、着服額 351 万円）  
    累計事故金額 3,471 万円（うち、着服額 925 万円）

### ② 新たに判明した事実の概要

前回（5 月 2 日）、平成 19 年 5 月から平成 29 年 9 月の間に定期預金作成依頼の現金や解約金等を着服していたと不祥事件を公表しましたが、その後の内部調査により、平成 17 年から顧客の定期預金等を解約するなどにより、新たに 574 万円を着服していたことが判明しました。

また、平成 18 年 12 月に当時支店長としての信用を背景としてお客様から金銭 450 万円を借入し、19 年 1 月に着服金と合わせた 660 万円を当金庫の正規手続きを経ずに他のお客様へ不正に融資（浮貸し※）をしておりました。さらに同月、支店長権限を悪用し他人名義で 400 万円の融資を実行した上で上記借入金の弁済に充てていたことが合わせて判明いたしました。

※「浮貸し」とは、金融機関の職員がその地位を利用し、自己または当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸し付け、金銭の貸借の媒介、債務保証をすることをいいます。金融機関の信用を損なう行為であり、出資法により禁止されています。

2. お客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様には、事情を説明して謝罪いたしました。

3. 関係機関への報告

北陸財務局には平成30年5月21日に届け出いたしました。

4. 事故者及び関係者の処分

事故者につきましては、平成30年5月23日に懲戒解雇処分といたしました。

関係者につきましても、できる限り早期に厳正な処分を行うこととしております。

5. 再発防止と今後の対応

当金庫としては、全職員を対象に類似事件がないかの調査を行っており、他に同様な事件がないことを確認しているところではありますが、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、更なる調査を継続して実施し、再びこのような事態を起こさないよう、不祥事件対策委員会で、発生原因等の検証を行っております。

今後は、不祥事件対策委員会の検証結果を踏まえ、法令等遵守態勢等を再構築するとともに不祥事件の抜本的な再発防止策や早期発見策を策定し、信頼回復に向け、役員一同全力で取り組んでいく所存であります。

皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げまして、お詫びと追加報告に代えさせていただきます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

澤本(担当理事)、梅澤(担当部長)

TEL : 0765-24-1214 (代表)